

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公表番号】特表2007-534764(P2007-534764A)

【公表日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2007-510881(P2007-510881)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/137 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

A 6 1 P 31/10 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/137

A 6 1 K 47/10

A 6 1 P 31/10

A 6 1 P 17/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月14日(2008.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) アリルアミン抗真菌化合物と、

(b) 治療上有効濃度の該アリルアミン抗真菌化合物が溶液で局所的に塗布され得る程度まで該アリルアミン抗真菌化合物が溶解する、芳香族置換基で置換された脂肪族アルコールと、

(c) 該芳香族アルコールが溶解する低級脂肪族アルコールと、および

(d) 水または水相溶性混合溶媒

を含む、皮膚および爪の局所的塗布用抗真菌組成物。

【請求項2】

前記アリルアミン抗真菌化合物が、テルビナфин、ナフチфин、ならびにテルビナфинおよびナフチфинの類似体または誘導体からなる群より選択される、請求項1に記載の抗真菌組成物。

【請求項3】

前記芳香族置換基で置換された脂肪族アルコールが、ベンジルアルコールおよびフェニルアルコールからなる群より選択される、請求項1又は2に記載の抗真菌組成物。

【請求項4】

前記低級脂肪族アルコールが、エチルアルコール、イソプロピルアルコール、およびそれらの混合物からなる群より選択される、請求項1～3のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項5】

前記組成物は水を含む、請求項1～4のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項6】

前記組成物が水相溶性混合溶媒を含む、請求項1～4のいずれかに記載の抗真菌組成物

。

【請求項 7】

前記アリルアミン抗真菌化合物の濃度が、約 1 % (w / v) ~ 約 3 % (w / v) である、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項 8】

前記芳香族置換基で置換された脂肪族アルコールの濃度が、約 3 % (v / v) ~ 約 10 % (v / v) である、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項 9】

前記低級脂肪族アルコールの濃度が、約 80 % (v / v) ~ 約 95 % (v / v) である、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項 10】

前記水の濃度が、約 1 % (v / v) ~ 約 15 % (v / v) である、請求項 5 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 11】

前記水の濃度が、約 1 % (v / v) ~ 約 12.5 % (v / v) である、請求項 5 又は 10 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 12】

前記水相溶性混合溶媒の濃度が、約 1 % (v / v) ~ 約 15 % (v / v) である、請求項 6 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 13】

前記水相溶性混合溶媒の濃度が、約 1 % (v / v) ~ 約 12.5 % (v / v) である、請求項 6 又は 12 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 14】

(a) 約 2 % (w / v) の濃度のテルビナфинと、
(b) 約 5 % (v / v) の濃度のベンジルアルコールと、
(c) 約 8.5 % (v / v) の濃度のエチルアルコールと、および
(d) 約 10 % (v / v) の濃度の水を含む、皮膚および爪の局所的塗布用の請求項 1 記載の抗真菌組成物。

【請求項 15】

さらなる抗真菌化合物を有し、

治療上有効濃度の該アリルアミン抗真菌化合物および治療上有効濃度の該さらなる抗真菌化合物が溶液で局所的に塗布され得る程度まで該アリルアミン抗真菌化合物および該さらなる抗真菌化合物が芳香族置換基で置換された脂肪族アルコール中に溶解されたものである、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項 16】

前記さらなる抗真菌化合物が、グリセオフルビン、ケトコナゾール、グリセオフルビン、ミコナゾール、イトラコナゾール、フルコナゾール、クロトリマゾール、エコナゾール、テルコナゾール、ブトコナゾール、チオコナゾール、オキシコナゾール、スルコナゾール、シクロピロクスオラミン(cicloprox olamine)、ハロプロジン、およびトルナフテートからなる群より選択される、請求項 15 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 17】

前記さらなる抗真菌化合物がグリセオフルビンである、請求項 15 又は 16 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 18】

前記さらなる抗真菌化合物がミコナゾールである、請求項 15 又は 16 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 19】

前記さらなる抗真菌化合物がケトコナゾールである、請求項 15 又は 16 に記載の抗真菌組成物。

【請求項 20】

前記さらなる抗真菌化合物が、グリセオフルビンとケトコナゾールである、請求項1 5又は1 6に記載の抗真菌組成物。

【請求項 2 1】

前記さらなる抗真菌化合物が、グリセオフルビンとミコナゾールである、請求項1 5又は1 6に記載の抗真菌組成物。

【請求項 2 2】

前記さらなる抗真菌化合物の濃度が、約 1 % (w / v) ~ 約 3 % (w / v) である、請求項1 5 ~ 2 1のいずれかに記載の抗真菌組成物。

【請求項 2 3】

真菌感染を治療するのに治療上有効な量で該皮膚または爪に局所的に投与するため、請求項 1 に記載の抗真菌組成物を含む薬物を製造するための、アリルアミン抗真菌化合物の使用。

【請求項 2 4】

前記真菌感染が、足の足底または足底周囲領域の感染である、請求項2 3に記載の使用。

【請求項 2 5】

前記真菌感染が、爪床の上および周囲に存在する爪下上皮の感染である、請求項2 3に記載の使用。

【請求項 2 6】

前記真菌感染が、トリコフィトン・ルブルム(*Trichophyton rubrum*)、ミクロスボルム・カニス(*Microsporum canis*)、T.メンタグロフィテス(*T.mentagrophytes*)、T.インターデジタレス(*T.interdigitale*)、T.ルブルム(*T.rubrum*)、およびエピデルモフィトン・フロッコスム(*Epidermophyton floccosum*)からなる群より選択される真菌により引き起こされる、請求項2 3 ~ 2 5のいずれかに記載の使用。

【請求項 2 7】

前記真菌感染が足白癬である、請求項2 3に記載の使用。

【請求項 2 8】

前記アリルアミン抗真菌化合物がテルビナフィンである、請求項2 3 ~ 2 7のいずれかに記載の使用。